

一般財団法人新潟県バスケットボール協会 慶弔規程

第1条 この規程は、一般財団法人バスケットボール協会役員及びその家族並びに協会関係者に慶弔、傷病、罹災にあった際の祝い金、香典量、見舞金の支給について定める

2 前役員については、本人に限りこの規程 2 条を準用する。

第2条 協会役員及びその過程並びに協会関係者に対する慶弔見舞金については、次のとおりとする。

- (1) 慶事の場合 業務執行理事において協議し、決定する。
- (2) 弔慰の場合 ア) 本人、配偶者、本人の父母及び子女に香典、生花の贈遺を別表 1 により行う。
イ) 上記に該当しない場合は会長の決裁とする。
- (3) 傷病の場合 業務執行理事において協議し決定する。
- (4) 罹災の場合 業務執行理事において協議し決定する。

第3条 この規程に該当する本人又は情報を得た関係者は、速やかに本協会事務局長に連絡をしなければならない

第4条 この慶弔規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

第5条 この規程は、平成27年3月21日から施行する。

附則 平成28年3月20日一部改訂

別表1

役 職	香 典	生 花
業務執行理事	30,000円	必要に応じて
理事・監事	20,000円	
評議員	20,000円	
専門委員長	20,000円	
専門委員	10,000円	
顧問・参与	10,000円	
役員の一親等以内の親族	10,000円	